vii）常圧蒸留装置の削減は、廃棄（税務上、有姿除却の処理を行うことを含む。以下同じ。）及び公称能力の削減によるものとする。また、石油精製業者が常圧蒸留装置を廃棄することに伴って、残油処理装置を廃棄せざるを得ない場合においては、経済産業大臣は、当該石油精製業者の原油等の有効な利用にかかる目標達成状況について、当該残油処理装置の廃棄による原油等の有効な利用への影響も考慮した上で、判断するものとする。また、石油精製業者が主に石油化学製品を生産するために、コンデンセートスプリッターを新設した場合においては、経済産業大臣は、当該石油精製業者の原油等の有効な利用にかかる目標達成状況について、当該コンデンセートスプリッターの新設による原油等の有効な利用への影響も考慮した上で、判断するものとする。

viii）一の製油所のみを有する石油精製業者は、上記⑴の基準によることを原則とするが、当該基準に基づく措置を講ずることにより我が国の石油の安定的かつ適切な供給の確保に支障を来す場合において、当該基準に基づく措置に準ずる措置を講ずることが適切であると認められる場合には、旧判断基準での取組状況（例えば目標達成状況や残存物の発生状況等）や我が国の石油の安定的かつ適切な供給の確保に対する影響も考慮した上で当該措置を講ずることができるものとする。また、その判断にあたり、経済産業大臣は、必要と認める場合においては、総合資源エネルギー調査会の意見を聴くものとする。

ix）事業再編の方針とは、石油精製業者が自ら又は他の事業者と連携して取り組む原油等の有効な利用等に資する競争力強化を目指す事業活動に関する基本的な考え方である。

x）自ら又はグループ会社が有する製油所と他の石油精製業者が有する製油所について、事業提携体制を構築し、自ら若しくはグループ会社が有する製油所又は他の石油精製業者が有する製油所のいずれかで常圧蒸留装置の処理能力を削減する場合又は残油処理装置を新設若しくは増設する場合においては、他の石油精製業者との合意の下、当該処理能力の増減を他の石油精製業者と任意の割合で分割し、それぞれに計上できるものとする。

xi）上記v）の基準に基づく自らの子会社であり、他の石油精製業者又は石油元売会社等（以下「別の親会社」という。）の子会社でもある石油精製業者（以下「共同子会社」という。）をグループ会社として取り扱おうとする場合であって、同時に別の親会社も共同子会社をグループ会社として取り扱おうとする場合においては、別の親会社及び共同子会社との合意の下、共同子会社の残油処理装置の処理能力及び常圧蒸留装置の処理能力を別の親会社と任意の割合で分割し、それぞれに計上できるものとする。

xii）他の事業者との提携により石油精製業の経営基盤強化に資する事業計画（他の石油精製業者と共同作成した、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第25条第２項に規定する認定事業再編計画及び同法第27条第２項に規定する認定特定事業再編計画等の計画）を有する石油精製業者については、上記⑴の基準によることを原則とするが、当該基準に基づく措置を講ずることにより当該事業計画の実現が困難になり、原油等の有効な利用が妨げられると考えられ、当該基準に基づく措置に準ずる措置を講ずることにより原油等の有効な利用に特に資することが認められる場合においては、当該措置を講ずることができるものとする。また、その判断にあたり、経済産業大臣は必要と認める場合においては総合資源エネルギー調査会の意見を聴くものとする。

②　その他

ⅰ）石油精製業者が、残油処理装置の新設等又は常圧蒸留装置の削減を行うに当たっては、例えば、残油処理装置の増設に際しては、当該装置の稼働の向上を伴うことを前提とすることにより、原油等の有効な利用やエネルギーの使用の合理化に逆行することのないように実施するなど、原油等の有効な利用その他のエネルギー関連政策と齟齬を来すことのないよう合理的に実施するものとする。

ⅱ）事業の承継等が行われた場合の取扱いについては、別紙のとおりとする。

⑵　石油精製業者は、上記⑴に加え、次の①又は②に掲げる残油処理能力の向上のための措置に取り組むこと。

①　設備の運転面の改善等

ⅰ）運転管理の改善

設備性能の維持管理に努めるとともに、運転温度・圧力、原料と循環油との比率等の運転条件の改善を通じて、残油処理能力を向上させること。

ⅱ）触媒等の改良

触媒を使用している設備については、触媒やその添加剤に改良を加えることにより、残油処理能力を向上させること。

②　残油処理能力の向上のための技術開発

次に掲げる残油処理能力を向上させるための技術の開発を促進すること。

ⅰ）残油から飛躍的に高効率に揮発油、灯油、軽油等を生産するための革新的な処理技術

ⅱ）超重質油、オイルサンド等の非在来型原油から揮発油、灯油、軽油等を効率的に生産するための技術

２．残油処理能力の向上以外に関する事項

石油精製業者は、原油等の有効な利用を図るため、上記１．に掲げる措置のほか、経済的に合理的な範囲で、次に掲げる措置に取り組むこと。

⑴　石油コンビナート内外の事業所間での連携を促進し、未利用又は余剰の留分を活用することにより、原油等の処理量を低減することを通じて、原油等の有効な利用を図ること。

⑵　石油残渣ガス化複合発電装置（ＩＧＣＣ（Integrated Gasification Combined Cycle））の導入に合わせた残油のガス化及びその灯油、軽油等の合成燃料への転換を図ること。

⑶　上記⑴及び⑵に係る技術開発その他の原油等の有効な利用のための技術開発に取り組むこと。

附　則

この告示は、平成二十六年七月二十一日から施行する。

別紙

事業の承継等が行われた場合の取扱い

ⅰ）石油精製に係る事業の全部若しくは一部の譲り渡し又は石油精製業者について相続（石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。）、合併若しくは分割（石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。）による承継（以下「事業の承継等」という。）があったときは、当該事業を譲り渡した者又は相続等を行った当該石油精製業者（以下「事業被承継者」という。）及び当該事業を譲り受けた者又は当該石油精製業者について相続等を受けた者（以下「事業承継者」という。）は、当該事業の承継等が行われた後にそれぞれが保有し、又は保有しないこととなる残油処理装置及び常圧蒸留装置を平成26年４月１日（目標未達成事業者においては、旧判断基準の目標を達成した時点）においてそれぞれ保有し、又は保有していなかったものとみなして本基準１．⑴備考①ⅱ）の規定を適用し、残油処理装置及び常圧蒸留装置の現状の処理能力を算定するものとする。

ⅱ）当該事業承継者は、遅滞なく、当該事業の承継等の事実を証明する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出るものとする。また、当該事業被承継者及び当該事業承継者は、遅滞なく、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）様式第九による新たな計画の提出又は同規則様式第十による計画の変更の提出を行うものとする。

ⅲ）当該事業の承継等が行われる以前に、提出された計画に基づき既に残油処理装置の装備率の向上に関する措置が講じられ、又は当該事業の承継等の時点で当該措置が継続して講じられている場合には、当該事業被承継者及び当該事業承継者は、当該事業の承継等に係る事業については、既に本基準１．⑴の規定に基づく残油処理装置の装備率の向上に関する措置を講じているものとして扱うものとする。